

国民健康保険・後期高齢者医療保険の 高額療養費制度について

住民課 内線 246

国民健康保険、後期高齢者医療保険には、1か月（毎月1日から末日まで）の医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分が支給される「高額療養費制度」があります。自己負担限度額については、70歳未満の方、70歳以上の方で異なり、また所得によっても異なります。

70歳未満の方

70歳未満の方の自己負担限度額		
区分	要件	限度額
ア(注1)	旧ただし書所得(注2) 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数該当(注3):140,100円>
イ	旧ただし書所得 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数該当:93,000円>
ウ	旧ただし書所得 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 <多数該当:44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数該当:24,600円>

70歳以上の方

70歳以上の方の自己負担限度額【平成30年8月から】			
区分	要件	外来(個人単位)	入院及び外来(世帯単位)
現役並み 所得者Ⅲ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が 690万円以上の被保険者がいる世帯の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数該当:140,100円>	
現役並み 所得者Ⅱ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が 380万円以上690万円未満の被保険者がいる世帯の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数該当:93,000円>	
現役並み 所得者Ⅰ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が 145万円以上380万円未満の被保険者がいる世帯の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>	
一般	加入している保険で住民税課税所得が145万円未満の みの世帯の方 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は、 383万円未満) 旧ただし書所得の合計額が210万円以下	18,000円 年間上限144,000円 (注4)	57,600円 <多数該当:44,400円>
低所得者 Ⅱ	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療 被保険者全員と世帯主が住民税非課税	24,600円	
低所得者 Ⅰ	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療 被保険者全員と世帯主が住民税非課税で、各所得から 必要経費・控除を差し引くと0円の方	8,000円	15,000円

▼対象者

1. 同じ方が、1か月に、同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が払い戻されます。(注5)
2. 同一世帯で、同じ月に21,000円以上の自己負担額が2回以上あった場合、その額を合算して、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。<世帯合算>

▼計算上の注意

1. 月の初日から末日まで、暦月ごとの受診について1か月として計算します。
2. 各医療機関ごとに計算します。ただし、同じ医療機関でも、「内科と歯科」「入院と通院」は別々に計算します。
3. 通院で、お薬を院外処方されている場合は、お薬代も通院の額に含めて計算します。

▼申請方法

「健康保険証」「医療機関が発行する領収書類」「印鑑」「振込先口座がわかるもの」「個人番号(マイナンバー)がわかるもの」「本人確認ができるもの(顔写真付は1点、顔写真の無いものは2点)」を持参し、住民課窓口で申請してください。後期高齢者医療制度の方は、初回のみ申請が必要ですが、2回目以降は自動的に支給されます。

注1: 世帯内に所得未申告の方がいる場合は、アの区分となります。

注2: 「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。

注3: 「多数該当」とは、過去12か月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

注4: 1年間(8月~翌年7月)の自己負担額の限度額となります。

注5: 保険適用の無い治療費や入院の差額ベッド代・食事代などは対象となりません。また診療月の翌月1日から時効の2年を超えたものは、申請できません。

◆「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

入院等、医療費が高額となる方は、医療機関にて認定証を提示していただくと、窓口の負担額が限度額までとなります。必要な方は、住民課窓口にて発行しますので、「健康保険証」「印鑑」を持参のうえ、あらかじめ住民課で交付申請をしてください。なお、70歳以上の方は低所得者Ⅰ・Ⅱと現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方が申請が必要となります。

地区サロン紹介

介護健康課 内線 236

斎藤 ザ・円空

(場所: 斎藤公民館等)

毎週水曜日 9:30 ~ 11:00

体操を行っています。



高雄 ほのぼのサロン

(場所: 南新田コミュニティセンター)

第3水曜日 10:00 ~ 11:00

折り紙、カラオケや頭の体操をしています。

